

【2026年5月6日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／定例第187号 ■
=====

【目次】

1. 5月・6月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
オンラインセミナーに加え、各会場で伴走支援付共催セミナーを実施します
2. 改正育児・介護休業法に関わる「社内規定の見直し」や「柔軟な働き方を実現するための対応」等、仕事と家庭の両立支援プランナーによる無料支援を行います
3. 新たに「産業カウンセラー」、「電子回路営業」、「野菜・果実マイスター」、「化粧パネル工事」の4職種の「職種能力検定」を認定しました
4. 「働き方改革推進支援助成金」を受け付けがはじまっています
5. 事業主の皆さまへ
労働基準法等の届出は、電子申請で作業負担の軽減と届出忘れを防止できます【再掲】

◎原稿登録

【トピック1】5・6月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
オンラインセミナーに加え、各会場で伴走支援付共催セミナーを実施します

本セミナーでは、改正育児・介護休業法に関する対応や、休業取得から復帰までの両立支援プラン策定などを分かりやすく解説します。

また、伴走型セミナーでは、1社につき1名の両立支援の専門家が同席し、セミナー内でご質問やご相談に応じます。

該当地域の事業主、人事労務担当の皆さまは、画期的な伴走セミナーをぜひご活用ください。

※各会場でのセミナーにつきましては、定員に達した場合、期日前に申し込みを締め切る場合があります。

オンラインセミナーも随時開催します。今後のさらなる男性の育児休業取得促進に向けた対応や、柔軟な働き方を実現するための対応、休業を取得しやすい職場の環境づくりについて分かりやすく解説します。

ぜひ、この機会にセミナーへご参加ください。

【開催日程と申し込み】

■仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー（Zoom オンライン）

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～施行後の再点検と運用改善のヒント～

5月12日(火) 13:00～14:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11605/>

■仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー（Zoom オンライン）

令和7年法改正施行「共働き・共育で時代の職場づくり」～管理職として大切にしたいこと～

5月21日(木) 14:00～15:00

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11620/>

■東京国際フォーラム伴走支援付セミナー

6月17日(水) 13:00～16:10

会場:東京国際フォーラム

第1部 共働き・共育で時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11618/>

■千葉県君津商工会議所伴走支援付共催セミナー

6月22日(月) 13:00～16:10

会場:君津商工会議所・2階会議室

第1部 共働き・共育で時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11657/>

■開催予定 茨城県結城商工会議所伴走支援付共催セミナー(仮称)

6月25日(木) 13:30～16:20

会場:結城商工会議所 ホール(仮)

詳細が決まり次第、本事業ウェブサイトにて公開します。

上記以外にも会場・オンラインセミナーを予定しています。

※詳細が決まり次第、育児・介護両立支援事業ウェブサイトにてご案内します。

【トピック2】改正育児・介護休業法に関わる「社内規定の見直し」や「柔軟な働き方を実現するための対応」等、仕事と家庭の両立支援プランナーによる無料支援を行います

令和 7 年の改正法施行に伴い、企業には、社内規程の見直しや、従業員が安心して育児・介護休業を取得できる環境づくり、「お互い様」の風土づくりが求められています。

企業に求められている取り組みについて、専門家が寄り添いながら無料で支援を行います。社員が安心して働ける環境づくりにぜひお役立てください。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

育児・介護両立支援事務局(厚生労働省委託事業)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック3】新たに「産業カウンセラー」、「電子回路営業」、「野菜・果実マイスター」、「化粧パネル工事」の 4 職種の「職業能力検定」を認定しました

厚生労働省は、3月 31 日に、4 職種の民間検定を認定しました。

今回認定された民間検定や検定を実施する事業主団体等の名称は、厚生労働省ウェブサイトで公表しています。

職業能力検定制度は、民間の団体や企業が独自に行う検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。

認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができるほか、専用ロゴマークを使用することができます。また、別途指定基準を満たせば、検定の合格を目指す講座が教育訓練給付金の対象講座になります。

今後も本制度を通じて、既存の公的資格（技能検定等）ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進めていきます。

【詳細はこちら】

■今回認定した4職種の検定

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72075.html

■制度について

団体等検定制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/ability_skill/dantaitou/index.html

社内検定認定制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/ability_skill/syanai/index.html

【トピック4】

4月から「働き方改革推進支援助成金」の受け付けが始まっています

これは、生産性向上を通じて、労働時間短縮等の環境整備に取り組む中小事業主・中小企業団体向けの助成金です。

申請をお考えの方は、企業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、またはお近くの働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

※助成金の交付申請期間：令和8年4月13日（月）～11月30日（金）

【詳細はこちら】

厚生労働省 働き方改革推進支援助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3

【利用企業インタビュー】

厚生労働省公式 note にて、働き方改革推進支援助成金を利用した企業のインタビューを掲載しています(全5回)

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/n/nfd0ae0951109>

【再掲】-----

【トピック5】

事業主の皆さまへ

労働基準法等の届出は、電子申請で作業負担の軽減と届出忘れを防止できます

労働基準法等の届出について電子申請の利用が増えています。電子申請を利用いただくことで、労働基準監督署への来署の必要がなく、オンラインで申請できます。

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の「電子申請様式作成支援ツール」を活用することで、労働基準監督署への届出(36 協定届、1 年単位の変形労働時間制に関する協定届、就業規則届)について、今までの e-Gov からの電子申請と比べ、より簡単に手続きを行うことができますので、ぜひご利用ください。

「電子申請様式作成支援ツール」の主な機能とメリット

- ・内容の異なる協定等の一括届出機能で作業負担を軽減できます。
- ・本社一括届出のCSVファイル自動作成機能でファイル作成が不要となります。
- ・届出先の労働基準監督署の自動選択機能で検索作業が不要となるほか、入力誤りを防止できます。
- ・次回届出時のリマインド・複写機能で次回届出を効率化できます。

今年の 2 月 27 日からは、建設業、自動車運転者、医師の 36 協定届にも対応しています。

【対象手続きや各機能の詳細等に関するリーフレットはこちら】

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

【電子申請様式作成支援ツールの利用はこちら】

厚生労働省スタートアップ労働条件電子申請様式作成支援ツールについて

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support 1.html>

▽▼厚生労働省SNSとWEBマガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5つの公式SNSアカウントと昨年新たに立ち上げたWEBマガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/